

父母の離婚、別居等を経験する子の養育について
子の意見等を適切に反映させる方策に関する
調査研究業務に係る提案書

令和7年7月24日

公益社団法人商事法務研究会

I 実施方針

1 総論

令和6年5月に成立した民法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という）により、父母の離婚等に直面する子の利益を確保することを目的とした諸改正が行われた。

子の利益を確保するためには、衆議院及び参議院の各法務委員会における附帯決議でも触れられたように、「子自身の意見が適切に反映されるよう」にしなければならないが、父母の離婚等に際して、子が自らの真意を意見等として表明するには、困難を伴うことが想定され、子の意見等をその後の養育に適切に反映させるには、①専門家による聞き取り等、②子の手続代理人の活用、③子が自ら利用することができる相談支援等といった、第三者の助力が必要になると考えられる。

本業務においては、多様な知見を集約した合議体を組成した上で、国内外における子の意見等の把握及び反映に関する現状把握、子に対する支援等を行っていくことが見込まれる各所に対するヒアリング調査、実際に父母の離婚等を経験した子の調査を順次行い、それらの調査を踏まえて、いかなる支援が可能であるかを検討する。さらに、子に対する情報提供の試行を通じて、有効な支援モデルを作成する。以上の結果を報告書にとりまとめる。

2 各論

(1) 国内外における現状把握

①父母の離婚、別居等を経験する子の意見等の把握

②その意見等の養育の在り方への反映

①②に関し、国内（子への支援の在り方については心理学領域を含む）及び海外（オーストラリア及びドイツを含む）の実情を調査する。

まずは文献調査を中心とする先行研究調査を行い、不足する点や、その後の検討のために更に調査すべき点が生じた場合には、それらの点について、インターネットによる調査、文献執筆者への照会等を中心とした補充調査を行う。

調査の具体的な範囲と各調査の担当者は、法務省と協議の上、合議体において決定する。必要に応じて、短期間に集中して取り組むことができる、合議体メンバー外の研究者に調査を依頼することも考えられる。当会が有するネットワークを駆使して、適切な研究者に依頼することが可能である。

上記調査の結果は、今後、子の意見等の把握等の在り方について検討を行う際の基礎資料として用いることを想定して、わかりやすくとりまとめる。

(2) 子に対する支援等についてのヒアリング調査

調査（1）の結果を踏まえ、我が国における父母の離婚等を経験する子の意見等の把握及び反映の実務に関して、次の①～④に対し、ヒアリング調査を行う。

①弁護士、家庭裁判所調査官

②民間支援団体

③地方自治体

④児童相談所、学校等

調査対象及び各対象の特性を踏まえたヒアリング内容は、法務省と協議の上、合議体において決定する。ヒアリング調査は対面又はオンラインで行う。

(3) 父母の離婚を経験した子の調査

未成年期に父母の離婚等を経験した者を対象として、その後の自身の養育の在り方について、意見を述べることができたか、述べたかったか、述べることができなかつたとすればなぜか、どのような支援が必要かといった事項について調査を行う。

調査対象の選定に当たっては、

。調査の手法及び内容は、

を踏まえ、合議体において決定する。

(4) 父母の離婚等を経験する子の意見の把握及び反映の支援の在り方の検討

①専門家による聞き取り等

②子の手続代理人の活用

③子が自ら利用することができる相談支援等

調査(1)～(3)の結果を踏まえ、①～③の点を中心に、合議体において、父母の離婚等を経験する子の意見等の把握及び反映の支援の在り方を検討する。

さらに、そのような支援を行う前提として、子自身が自らの置かれている状況を適切に把握した上で意見等を形成することができるようするための、子に対する適切な情報提供の在り方についても検討する。

上記の検討結果を踏まえ、国又は地方自治体において実際に取り組むことができる形で、支援モデルをまとめることとする。

(5) 子に対する情報提供の試行

子に対する情報提供のモデルについて、試行を行う。

上記の試行結果に基づき、支援モデルを改良する。

II 業務実施体制

1 望ましいと考えられる研究担当者

契約締結後、速やかに法務省と協議を行い、合議体メンバーを確定する。

(1) 研究代表者（民法（家族法））

①氏名 [REDACTED]

②所属 [REDACTED]

③選定理由：[REDACTED] 家族

法理論に関する知見を活かすことが期待できる。

(2) 協力研究者（社会学）

①氏名 [REDACTED]

②所属：[REDACTED]

③選定理由：[REDACTED] 社

会調査に関する知見を活かすことが期待できる。

(3) 協力研究者（心理学）

①氏名 [REDACTED]

②所属：[REDACTED]

③選定理由：[REDACTED] 人間

行動に関する知見を活かすことが期待できる。

(4) 協力研究者（弁護士）

①氏名：[REDACTED]

②所属：[REDACTED]

③選定理由：[REDACTED]

[REDACTED] 家族法実務に関する知見を活かすことが期待できる。

2 業務の遂行に当たる作業人員

(1) 責任者

①氏名 [REDACTED]

②所属・役職：[REDACTED]

③主な役割：[REDACTED]

④類似業務従事年数：[REDACTED]

⑤業務遂行能力 [REDACTED]

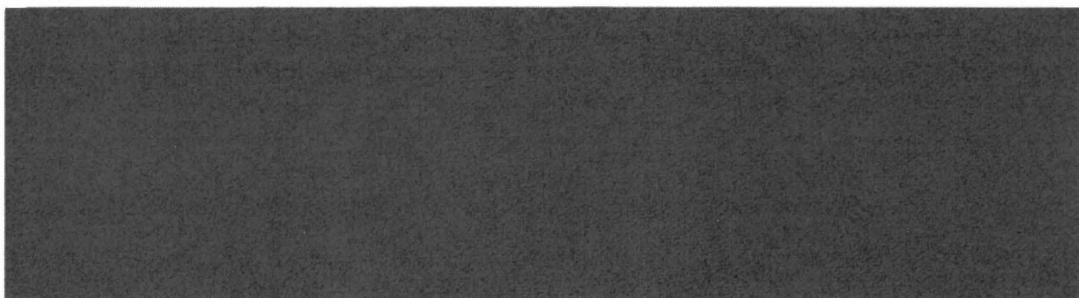
(2) 主担当

- ①氏名 : [REDACTED]
- ②所属・役職 : [REDACTED]
- ③主な役割 : [REDACTED]
- ④類似業務従事年数 : [REDACTED]
- ⑤業務遂行能力 : [REDACTED]

(3) 副担当

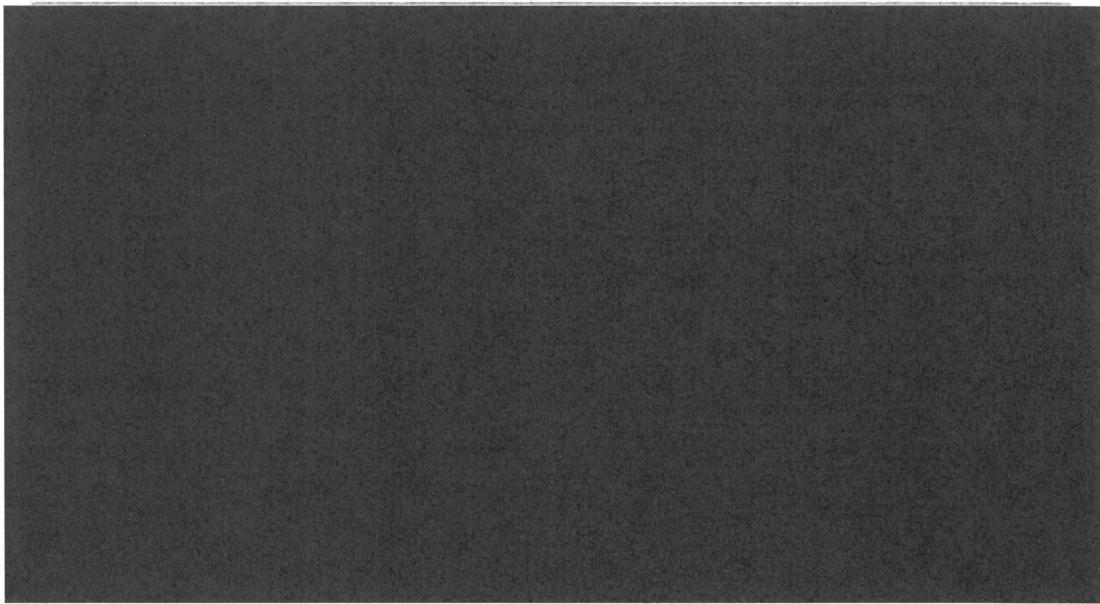
- ①氏名 : [REDACTED]
- ②所属・役職 : [REDACTED]
- ③主な役割 : [REDACTED]
- ④類似業務従事年数 : [REDACTED]
- ⑤業務遂行能力 : [REDACTED]

3 作業体制図



当会は合議体の事務局として、合議体メンバー、法務省と連絡を取り合い、円滑に本業務を進めていく。打合せ等は当会会議室等又はオンラインで実施する。

III 実施スケジュール等



※必要に応じてスケジュール変更にも柔軟に対応する。

IV 調査実施能力

当会で実施した、離婚等の家族問題に関する過去の調査等を挙げる。

- ・未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態についての調査・分析業務（令和2年度法務省委託調査）

※アンケート調査を実施した経験を本業務に活かすことができる。

- ・養育費の支払義務者が自営業者等である場合における適正な養育費額の算定の在り方に関する調査研究業務（令和3年度法務省委託調査）

※聞き取り調査を実施した経験を本業務に活かすことができる。

- ・養育費の不払い解消に向けた自治体における法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する調査研究業務（令和3年度法務省委託調査）

- ・令和4年度養育費の不払い解消等に向けた自治体における法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する調査研究業務（令和4年度法務省委託調査）

※協力自治体においてモデル事業を実施した経験を本業務に活かすことができる。

- ・未成年期に父母の別居・離婚を経験した子に関する質的調査研究業務（令和4年度法務省委託調査）

※アンケート調査・聞き取り調査を実施した経験を本業務に活かすことができる。

・家族法研究会（第1回・令和元年11月～第14回・令和3年2月）（当会主催）

※学識研究者、実務家等で構成される研究会を運営した経験を本業務に活かすことができる。

V 機密保持

当会は、以下の機密保持に関する方針を遵守する。

- 1 業務上知り得た情報を厳重に保管し、正当な理由なく第三者に開示しない。
- 2 取得した情報は、正当な理由なく本業務以外の目的では利用しない。
- 3 秘密を漏えいするおそれのある一切の行為をしない。

VI 知的財産権の帰属等

1 本業務に係る作業により作成する成果物については、全ての著作権を法務省に譲渡する。また、当会は、法務省に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、第三者をして行使させない。

ただし、当会が本業務に係る契約締結日以前から有している著作権が当該成果物に含まれる場合、この著作権の権利は、当会に留保されるが、本業務の目的の範囲に限り、法務省は当該成果物に含まれる著作物を自由に複製又は改変等ができる。

なお、当会が納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合には、法務省と別途協議する。

2 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれているときは、法務省が特に使用を指示した場合を除き、当会は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行う。

なお、この場合には、当会は当該著作権者の使用許諾条件につき、法務省の了承を得る。

3 当会は、成果物に関するアイデア、ノウハウ、仕様等を利用し、有形又は無形の物品等を作成して第三者に販売、使用許諾（再使用許諾を含む）等を行うことができる。

4 本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら法務省の責めに帰す場合を除き、当会は自らの負担及び責任において一切を処理する。

VII 賃金引上げの実施を表明した企業等に関する事項